

習志野市建設工事における現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

平成25年4月1日施行

令和4年5月1日改正

令和5年1月1日改正

令和7年9月4日改正

(目的)

第1 この要領は、建設工事請負契約約款第11条第3項の規定により現場代理人の常駐を要しないとした場合に、習志野市が発注する建設工事(以下「市発注工事」という。)における現場代理人の兼務について、対象となる工事の範囲を設定し、現場代理人の兼務に関して必要な事項を定めるものとする。

(兼務の対象となる工事)

第2 習志野市が発注する請負金額が、建設業法施行令(昭和31年8月29日政令第273号、以下「施行令」という。)第27条第1項で定める額未満の工事で、次の条件を全て満たす場合に現場代理人1人につき3件まで兼務することができるものとする。

- (1) 兼務する工事が習志野市、国、又は他の地方公共団体が発注する工事(ただし、国、又は他の地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。)であること。
- (2) 兼務する工事の現場が、習志野市、又は習志野市と隣接する市町村にあること。
- (3) 既に契約を締結している工事の請負金額が施行令第27条第1項で定める額未満であること。
- (4) 特記仕様書等において兼務を禁じていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の受注者が同一の場所において施工するものについては、同一の現場代理人が3件まで、これらの建設工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、特記仕様書等において兼務を禁じている建設工事を除く。

(事務手続)

第3 現場代理人の兼務を行う場合は、受注者が兼務を希望する工事の工事担当課長に対し、届出を行うものとする。

(1) 契約締結時の書類について

- ア 受注者は、現場代理人の兼務を希望する工事の契約を締結する場合、現場代理人兼務届(別記第1号様式)を提出する。
- イ アによる届出後速やかに、既に契約している工事の工事担当課長あてに現場代理人兼務届(別記第1号様式)を提出する。

(2) 兼務の解除及び変更について

ア 兼務している工事の一方が完成(習志野市へ引渡後)した場合等、現場代理人が兼務する必要がなくなったときは、契約継続中の工事担当課長あてに現場代理人兼務解除届(別記第2号様式)を提出する。

イ 兼務に係る現場代理人が病気・死亡・退職等の理由によりその職務を遂行することができなくなった場合は、双方の工事担当課長あてに現場代理人変更届(別記第3号様式)を提出する。

(現場代理人の責務)

第4 現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の職務を免じるものではない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する建設工事から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和4年5月1日から施行し、同日以降に契約を締結する建設工事から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に契約を締結する建設工事から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和7年9月4日から施行し、令和7年2月1日以降に契約を締結した建設工事から適用する。

現場代理人兼務届

令和 年 月 日

習志野市長宛て

所在又は住所

商号又は名称

代 表 者

印

次のとおり、習志野市建設工事における現場代理人の兼務に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人を兼務することとしましたので届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、習志野市建設工事における現場代理人の兼務に関する事務取扱要領第2に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、習志野市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てません。

現場代理人氏名		
既に契約している工事	担 当 課	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
	摘 要	
新たに兼務を希望する工事	担 当 課	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
	摘 要	

※ 添付書類

1. 既に契約している工事の契約書(写)(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所)
2. 既に契約している工事の主任技術者等選任通知書(写)

現場代理人解除届

年 月 日

習志野市長宛て

住所又は所在

商号又は名称

代 表 者

印

次のとおり、習志野市建設工事における現場代理人の兼務に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人を解除することとしましたので届け出ます。

引渡が終了した工事	担 当 課	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	引渡年月日	令和 年 月 日
	摘 要	
兼務解除となる工事	担 当 課	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
	摘 要	

現場代理人変更届

年 月 日

習志野市長宛て

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

印

次のとおり、習志野市建設工事における現場代理人の兼務に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人を変更することとしましたので届け出ます。

発 注 機 関		
工 事 名		
契 約 金 額		
工 期		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
変更前	現場代理人氏名	
	摘 要	
変更後	現場代理人氏名	
	摘 要	
変更理由		